



技術協力プロジェクト

2019年03月15日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)ウトゥクバンバ渓谷上流地域における文化的景観の持続的な開発促進プロジェクト (英)Project for Sustainable Development of the Cultural Landscape of the Upper Utcubamba Valley
対象国名	ペルー
分野課題1	民間セクター開発-観光
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-観光-観光一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	地方農村部生産性改善プログラム 経済社会インフラの整備と格差是正 格差是正のための農村開発強化
プロジェクトサイト	アマソナス州ウトゥクバンバ渓谷
署名日(実施合意)	2018年11月22日
協力期間	2019年03月01日 ~ 2023年02月28日
相手国機関名	(和)文化省
相手国機関名	(英)Ministry of Culture

プロジェクト概要

背景

ペルーには、紀元前からインカ帝国までのアンデス文明およびスペイン植民地時代の遺跡が全国に数多くあり、これら豊富な文化遺産や自然の観光資源を活用した観光産業は外貨獲得の貴重な手段の1つである。通商観光省(以下「MINCETUR」という。)がまとめた「観光の経済測定(Medicina Económica del Turismo)」(2016年)によると、観光産業はペルーのGDPの3.9%(2016年)を占め、観光収入は2015年に41.51億米ドルに達し、2011年との比較で約42%の成長を記録した。

他方、国指定文化遺産の観光目的の利用に関しては、文化省(以下「MINCU」という。)が観光目的利用管理計画の承認を行い、MINCETURと調整しつつ国指定文化遺産を保護すること、国指定文化遺産のある地方政府と協定を締結して文化遺産保全・活用を図ることとされている。

しかしながら、一部観光地域では、文化遺産保全や景観に十分に配慮されていない開発が進められ、同地域の受入能力以上に観光客数が増加した結果、遺跡保護や景観保全に懸念が生じている。こうした先例の反省の下、ペルーにおいて地方政府の開発計画と調整しつつ文化財や自然景観の保護と持続可能な活用をすすめることは急務となっている。

ペルー北部のアマソナス州は、国家統計局によると貧困率は50%(2014年)と国内の最貧困州の1つである。同州は貧困削減の手段として、遺跡や自然など多様な観光資源を活用して観光開発を進めることを目指している。同州南部のウトゥクバンバ渓谷上流地域(以下「UUV」という。)は、クエラップ遺跡を始めとした同地の文化史跡が渓谷一帯に無数に存在している。2017年3月にロープウェイが完成して以来、クエラップ遺跡へのアクセスが向上し、観光客が急増している。また、同地域には、プレ・インカ時代だけでなくインカ時代及びスペイン植民地時代の多様な文化に基づいた伝統的な生活様式・風景が存在する。MINCUは、対象地域一帯の景観を保存するため、UUVを「文化的景観」カテゴリーでの世界遺産へと登録することを目指している。

他方、UUVでは史跡の破壊・盗掘、観光地周辺での不法居住・農地化といった課題が見られる。また、現地の観光関連企業も十分に成長しておらず、観光商品やサービスの供給は不足している。そのため、文化・自然遺産を保全・活用しつつ観光関連ビジネス振興を両立することによりUUVの住民が裨益する、持続可能な観光開発モデルの構築が求められている。

このような背景のもと、ペルー政府の要請を受け、JICAは2013年8月から2014年3月にわたり「クエラップ遺跡世界遺産登録に係る計画策定支援」専門家を派遣した。同専門家の活動を通じて、UUVの文化・自然遺産の保全と観光振興を両立するためには、エコミュージアムの手法を用いた観光開発の推進が望ましいことが確認された。なお、エコミュージアムとは遺跡とその周辺部の自然及び文化資源を展示物とみなし、地域全体を屋根のない博物館と捉え、同概念に基づき文化・自然遺産の保全と観光開発を両立させる手法である。本定義は「クエラップ遺跡世界遺産登録に係る計画策定支援」専門家業務において定めたものである(詳細は第6条(1)に記載)。

これらの検討状況を踏まえ、エコミュージアム手法を用いたUUVにおける持続的な観光開発モデルの構築に係る支援の要請が2016年7月に日本政府に対しされた。同要請を受けJICAは、2017年7月と11月に詳細計画策定調査を実施し、MINCUをはじめとするペルー側関係者との協議を通じ、「ウトウクバンバ渓谷上流地域における文化的景観の持続的な開発促進プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)の実施内容について合意を形成した。

上位目標	地元住民が主体となる観光開発モデルの構築・実施を通じ、アマソナス州ウトウクバンバ渓谷の住民の生計水準が向上する。
プロジェクト目標	アマソナス州ウトウクバンバ渓谷において、文化的景観に配慮した地域住民が主体となる観光開発モデルが構築される。
成果	1) ヲウクバンバ渓谷において、文化的景観を管理・保全しつつ持続的な観光開発を実現するための規制・枠組みが提案される。 2) ヲウクバンバ渓谷に存在する文化的資源のリストが作成され、観光資源としての活用可能性が分析される。 3) ヲウクバンバ渓谷において、エコミュージアムの要素として、文化的資源をつなぐ観光ルートが設計される。 4) エコミュージアムモデルに基づき、ウトウクバンバ渓谷が有する文化的資源・地域資源について地域住民への啓発活動が行われ、地域住民主体のパイロットプロジェクトが実施される。 5) ヲウクバンバ渓谷の文化的資源・地域資源を活用した地域住民による経済活動が支援される。
活動投入	文字数制限オーバーのため、マニュアルに従い別紙に記載。
日本側投入	i) 文化・自然・観光資源に関する法制度の専門家1名 ii) 文化的資源の特定・リスト作成に係る専門家1名 iii) 文化的景観の保全・管理に係る専門家1名 iv) エコミュージアムモデル導入に係る専門家1名 v) 地元住民の経済支援に係る専門家1名 vi) 観光・文化分野の国際協力プロジェクト形成に係る専門家1名 vii) 世界遺産全般に係る専門家1名
相手国側投入	受入体制として、文化省本省の文化的景観専門家3名、世界遺産管理専門家2名、文化省アマソナス地方事務所の文化的景観専門家が担当として配置される。
外部条件	ペルー側の各投入に関する予算措置がなされること。
実施体制	
(1)現地実施体制	文化省は文化遺産や文化産業の振興・管理等に関する諸事業を通じて文化に関する諸政策の実施・監理を担う省庁である。本事業を担当する文化遺産局(Direccion General de Patrimonio Cultural)下の文化的景観課(Direccion de Paisaje Cultural)は、国内の文化的景観の特定・調査・管理等を担う部署であり、同課を含む文化遺産局の複数の専門家からなるグループが本事業のカウンターパートとなる
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA 我が国はペルー共和国における観光産業は同国の経済発展を進める重要分野であるとの認識のもと、1999年に全国観光開発マスタープランフェーズIを実施し、北部観光回廊および南部観光回廊の二大観光回廊を中心とした観光戦略を提案した。クスコ、マチュピチュ、プーノ等を含む南部観光回廊は当時既に観光地として開発が進んでいたが、トゥルヒーヨ、チクラヨ、チャチャポヤス(アマソナス州都)を含む北部観光回廊は未整備であったため、我が国は2001年の全国観光開発マスタープランフェーズIIでは、北部観光回廊開発のためのマスタープランを策定し、アクションプランを提案した。さらにアマソナス州に対しては現在有償資金協力「アマソナス州地域開発事業」(2013年1月L/A調印)を実施し、観光資源整備、道路・廃棄物の衛生処理場整備等のインフラ整備を行っており、本件との相乗効果が期待される。 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc. 特になし



技術協力プロジェクト

2019年03月15日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) 森林保全及びREDD+メカニズム能力強化プロジェクト (英) Project on Capacity Development for Forest Conservation and REDD+ Mechanisms
対象国名	ペルー
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	環境改善促進プログラム
援助重点課題	環境対策
開発課題	環境保全・気候変動対策
プロジェクトサイト	リマ市(環境省を含む中央省庁)、サンマルティン州(州面積51,253.31 km ²)、ウカヤリ州(同101,830.64 km ²)、ランバイエケ州(同14,231.3 km ²)、ピウラ州(同35,892.49km ²)、トゥンベス(同4,045.86km ²)
署名日(実施合意)	2015年09月30日
協力期間	2016年03月30日 ~ 2020年03月29日
相手国機関名	(和) 環境省
相手国機関名	(英) Ministry of Environment

プロジェクト概要

背景

ペルー共和国(以下「ペルー」)の国土は大きく3つの地形に分けられ、西部沿岸部の乾燥地域、中央部のアンデス山脈が連なる高地、そして東部の熱帯地域からなっており、それぞれに固有の貴重な自然を有している。中でも熱帯地域は世界最大の熱帯林を有するアマゾン川流域に属し、アマゾン熱帯林の中でペルーはブラジルに次ぐ第二位の67,992千ヘクタール(FAO FRA2010)の熱帯林を有し、地球温暖化の原因とされている温室効果ガスの吸収源としても大きな役割を果たしている。しかしながら、近年では違法伐採や、入植による農地への転換など、適切な管理計画に基づかない森林伐採をはじめとする生産活動により森林面積の減少が続き、年間0.22%、約150千ヘクタール(2005-2010年)の割合で減少が続いている。この割合は1990年から2005年の間の0.14%よりも増加傾向にある(FAO FRA2010)。このような状況に対してペルー政府は環境省の下に2010年「気候変動緩和のための国家森林保全プログラム(2010-2020)」(PNCB)を立ち上げ、気候変動の緩和と持続的な発展に向けた取り組みを強化している。現在PNCBでは森林保全のためREDD+の推進を柱とした事業を実施している。しかしながら森林の土地変化をモニタリングし、関係機関に報告すべきPNCBに十分な技術力や実施体制が整っていないことや、モニタリングの結果を受けて取り締まりを行うべき地方行政機関や生産林を管轄する農業灌漑省(MINAGRI)との情報の適切な共有体制が整っていない等の状況にあり、PNCBを中心とした森林保全にかかわる地方行政機関やMINAGRIなどの関係機関の能力及びそれらの連携体制の強化が求められている。このため、技術協力プロジェクト「森林保全及びREDD+メカニズム能力強化プロジェクト」(以下「本事業」という)ではPNCBを直接のカウンターパートとしつつも、MINAGRI、及び本事業の中でパイロットプロジェクトを行う3州の地方行政機関への能力強化と連携体制の強化を行うものである。なお、本事業に先立ち日本政府では環境プログラム無償「森林管理計画」(2010年)を実施し、森林モニタリングの機材・衛星データの供与を行っており、森林基盤図の作成などのモニタリングの基本となる業務をペルー政府側で実施している。本技術協力ではこの成果を伸ばし、実際のモニタリングに活用できるよう技術協力を行うとともに、この協力によって調達された機材やデータを有

効に活用して、効率的な技術協力を行うこととする。これらを背景とし、プロジェクトを開始したが、その後のペルー国内における、森林保全、REDD+に関連する実施方針の変更に伴い、特にMINAGRIとの連携の必要性がさらに増すこととなった。このため、MINAGRIの森林野生生物局 (Autoridad Nacional Forestal y de Fauna Silvestre :SERFOR)もカウンターパートに加え、2省と連携し、中央政府および地方行政機関への能力強化を進めることとする。

上位目標	向上した技術がペルーにおける森林保全及びREDD+活動に活用される
プロジェクト目標	プロジェクト対象機関の森林保全及びREDD+に関する能力が強化される
成果	<p>成果1. REDD+と持続的森林管理に関する重要政策が実施される。</p> <p>成果2. 国家森林野生生物監督警戒システム(SNCVFFS)の効果が向上する。</p> <p>成果3. 森林ゾーニングの手順に関して、森林資源情報が改善する。</p>
活動	<p>成果1.に対し</p> <p>1-1: 国家森林気候変動戦略(ENBCC)の重要なコンポーネントを実施する。</p> <p>1-1-1: 森林減少抑制のための連携改善と効果的実施、活動強化を実現するセクター横断的管理とマルチレベル情報システム(国家森林野生成物情報システム、SNIFFS)を開発して実施する。</p> <p>1-1-2: 先進のリモートセンシング技術の導入を通じて、浸水林を含む森林生態系脆弱性の分析とベースラインを補完する。</p> <p>1-2: 国家森林野生生物計画(PLNFFS)策定プロセスを強化する。</p> <p>成果2.に対し</p> <p>2-1: 国家森林野生生物監督警戒システム(SNCVFFS)の実施を支援する。</p> <p>2-1-1: SNCVFFSを支えるためにSNIFFSの森林早期警報システムを強化する。</p> <p>2-1-2: SNCVFFSの調整の場をパイロット州で強化する。</p> <p>2-2: SERFORとその他のSNCVFFS関係者による森林早期警報に関する能力を強化する。</p> <p>2-2-1: JJ-FASTなどの新しい森林早期警報プラットフォームに関する能力強化を行う。</p> <p>2-2-2: 森林早期警報のモニタリングに関する能力を国家レベル(SERFOR、PNCBなど)と準国家レベル(州政府、SERFOR地方事務所/ATFFS、検問所)で強化する。</p> <p>成果3.に対し</p> <p>3-1: 乾燥林の森林・非森林被覆分類能力を強化する。</p> <p>3-1-1: 乾燥林の森林・非森林の分類とマッピング、モニタリングの実践的な方法論を開発する。</p> <p>3-1-2: 開発した方法論を地上調査を通じて検証する。</p> <p>3-1-3: 乾燥林の森林・非森林マップを作成する。</p> <p>3-1-4: 実践的な方法論の詳細記述と手順を印刷物や電子版などの媒体で普及する。</p> <p>3-1-5: SERFORとPNCB、州政府の技術者に技術移転を行う。</p> <p>3-2: 森林ゾーニング用のマッピングとモニタリングに先進リモートセンシング技術を活用する方法論の開発に対して技術アドバイスをを行う。</p> <p>3-2-1: 森林マッピングの方法論を開発する。</p> <p>3-2-2: 乾燥林における森林回復潜在地マッピングの方法論を開発する。</p> <p>3-2-3: 森林ゾーニングのガイドラインをもとに指標の変化をモニタリングする方法を開発し、SNIFFSの衛星モニタリングユニットと連携して変化モニタリング・評価のプラットフォームをデザインする。</p> <p>3-2-4: 中央と準国レベルで技術能力の移転を行う。</p>
投入	
日本側投入	<p>1) 専門家派遣(チーフアドバイザー/森林保全・REDD+組織強化、森林モニタリング/早期警戒、森林地図/土地被覆判別、衛星画像分析、能力強化、その他必要に応じて派遣)</p> <p>2) 研修(本邦研修:森林行政、レーダー画像分析など)、第三国研修および現地研修</p> <p>3) 機材供与(車両、衛星画像、その他プロジェクト実施に必要な機材)</p>
相手国側投入	カウンターパート(CP)の配置及びCPの活動に必要な経費等、事務所スペースとその仕様にかかる光熱費等
外部条件	治安状況が大きく変化しない。

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- これまでの自然環境保全分野における我が国の援助実績は以下の通り。
- ・環境プログラム無償「森林保全計画」2010年
 - ペルー全土の森林保全・管理を目的として、森林の植生状況の調査、関連基礎情報の収集・分析・管理等の活動に必要な機材等を供与。森林資源情報の収集・分析能力等を強化することにより、同国の森林保全計画の立案、森林面積の維持・拡大等に貢献するとともに地球規模課題である温暖化効果ガスの削減に寄与することを目的とする。
- (2)他ドナー等の援助活動
- ペルーの有する自然環境の重要性やペルー政府が自然環境保全に対して前向きな取り組みを行っていることから、様々な援助機関が同国森林保全分野で積極的な支援活動を行っている。
- 主な協力は次の通り。
- ・REDD+メカニズム確立支援(ドイツ復興金融公庫、Gordon & Betty Moore財団): REDD+確立のための法制度整備及びMRV等REDD+プロジェクト実施に向けた技術的支援
 - ・REDD+実施準備プロジェクト(米州開発銀行): REDD+プロジェクト実施準備に向けた資金支援
 - ・森林炭素パートナーシップファシリティー 準備支援(世界銀行): REDD+実施にかかる組織強化、国レベルでの温室効果ガス排出レベルの策定、国家森林資源モニタリング

の実施支援

・森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減および持続的な開発の推進プロジェクト（ノルウェー/ドイツ）：REDD+プロジェクトの準備支援および実施時の成果払いへの資金支援。約3億ユーロを上限として支援。



有償技術支援－有償専門家

2019年03月15日現在

本部／国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)円借款総合調整アドバイザー (英)Japanese ODA Loan General Coordination Advisor
対象国名	ペルー
分野課題1	その他-その他
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	その他-その他-その他
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ペルー共和国 リマ市
協力期間	2016年11月11日 ~ 2019年11月10日
相手国機関名	(和)経済財政省
相手国機関名	(英)Ministry of Economy and Finance (MEF)

プロジェクト概要

背景

わが国の対ペルー円借款は、2016年1月末までに合計48件、累計円借款承諾額約4,216億円という、中南米諸国の中で最大規模であり、対ペルーODA支援の中核スキームである。2000年～2005年のトレド政権下では新規円借款は供与されなかったが、2006年～2011年のガルシア政権下で供与が再開され、計7件、約374億円の供与が実現した。また、2011年7月に発足したウマラ政権に対しても、2012年3月に2件約76億円、2012年度に4件約211億円、2013年度に1件100億円、2014年度に2件約94億円を承諾済みである。

ペルー国の公共事業は、公的資金の効率的・効果的活用の観点から、経済財政省が所管する「国家公共投資システム(SNIP)」に従って管理されている。とりわけ、円借款事業を含めた対外債務借入を伴う事業については、公社、地方政府、各省の審査を踏まえて経済財政省により厳しく審査されている。従って、円借款の案件形成を円滑に行い、事業の早期開始を実現するためには、案件形成の早い段階からSNIP審査を担当する経済財政省と意見調整を行うことが必須である。また、円借款の借款契約が調印済みの既往案件についても、調達・貸付実行を含めた案件の円滑な実施を図るうえで対外借入の窓口である経済財政省との連携が重要である。

JICAは新規円借款の供与が再開された2006年から「円借款総合調整専門家」を経済財政省の計画・投資室に継続的に派遣し、ペルーの円借款による支援希望分野の優先順位付け、優先順位の高い案件の発掘・案件形成、SNIP審査通過支援、既往案件の実施促進等の総合調整業務を行ってきた。円借款供与が再開された2006年以降、これまで円滑に新規案件が形成され、供与に結びついていることには、上記専門家の貢献による部分が大きい。

現在、対ペルー円借款は新しい時代を迎えている。2010年度以降中進国入りし、円借款の供与分野が限定されることとなった結果、案件形成に当たっては、円借款供与によってペルー政府が支援を希望している分野と、円借款が実際に供与できる分野とを調整し、双方合意に基づいた新規円借款案件を発掘・選定する必要がある。加えて、ペルーの堅調な経済成長や、日本政府のインフラ輸出の政策を踏まえ、中進国向けの支援、本邦企業の支援の観点から新規円借款案件形成を図っていく必要がある。2012年3月に日本・ペルー間の経済連携協定(EPA)が発効し、今後も両国の投資・貿易が拡大していくことが見込まれ、円借款及び有償勘定技術支援を通じた両国の投資・貿易の促進支援の可能性についても検討が必要である。更に、近年はSNIPの制度が厳格に運用されており、新規円借款案件の形成の難度が増しており、経済財政省を始めとするペルー側との緊密な調整を踏まえた円滑な案件形成が求められる。一方で、SNIP制度による案件形成コスト増大、融資比率の低さを要因とする事業実施上の

問題等への対応も必要となっている。また、2016年7月に発足する新政権は選挙時にSNIPの制度改善を掲げており、今後実現される場合は過去の経験を踏まえ、JICAとしても適切な制度改善提案を行うことが望ましい。同取り組みは、2020年までのペルー事務所のアクションプランにも含まれている。

かかる状況下、円借款による本邦企業の支援可能性を探りつつ、対外借入窓口である経済財政省との緊密な連携・調整を行い、もって開発効果の確保される形でのわが国が目指す円借款支援とペルー政府が期待する円借款支援とのマッチングを実現することに寄与する専門家を派遣する必要性は極めて大きい。

上位目標	経済財政省との緊密な情報交換・調整を通じて、円借款案件の効率的・効果的な案件形成、案件監理が実現する。また、経済財政省及び本邦企業支援につながる円借款案件の形成が促進される。
プロジェクト目標	<ul style="list-style-type: none">・円借款の効率的な新規案件形成が促進される。・円借款を供与することで本邦企業支援につながる分野と、ペルー政府が円借款を通じて我が国に支援を求める分野間でのマッチングが促進される。・他ドナーとの円借款、及び円借款附帯プロジェクトとの連携が促進される。・円借款案件の円滑な実施及び効果発現強化のためのモニタリング体制が改善する。・SNIP制度が適切に改善される。
成果	<ul style="list-style-type: none">・ペルー政府より要請された円借款案件においてSNIPの審査手続きが円滑かつ効率的に進められる。・円借款ロングリストが更新され、その中に本邦企業支援につながる案件が含まれる。・技術協力と有償資金協力との有機的連携が進む。・他ドナーとの協調、連携が進む。・円借款案件の円滑な実施及び効果発現強化のためのモニタリング体制強化案が作成される。・各ドナーの意見を踏まえたSNIP制度改善案が作成される。
活動	<ul style="list-style-type: none">・現在ペルー政府より要請を受けている新規円借款候補案件「休廃止鉱山環境負荷軽減事業」「固形廃棄物処理事業(II)」「先住民の生計向上と持続的森林管理を通じた森林減少抑制事業」について、経済財政省とJICAとの間に立ち、案件形成を支援する。また、未要請であってもペルー国側の支援ニーズがあり優先度が高い案件があれば、それらの円借款候補案件としての発掘を支援する。・ペルーのPPPに係る制度や手続きに関する情報を取りまとめると共に、ProinversionのPPP候補案件の中から有償資金協力の可能性があるプロジェクトに関する情報収集を行う。・ペルー国への投資・進出を検討している本邦企業支援に対する円借款及び有償助定技術支援による支援の可能性を検討し、可能性のある案件の発掘を支援する。・上記支援の結果、我が国及びペルー国にとって優先度が高いと判断される新規円借款案件の案件形成を支援する。特にSNIP審査が円滑に進むよう、経済財政省、実施機関、JICA間の円滑な協議・連携を調整する。・既往円借款案件について、調達・貸付実行を含めた円滑な案件実施を支援する。・必要に応じて、円借款新規案件候補、既往案件の現地踏査を行う。・定期的に開催されている経済財政省、実施機関、JICAとの間での新規案件・既往案件の検討、進捗状況と今後のアクションに関する合意形成・認識共有を目的としたポートフォリオレビュー会合において、3者間の意見調整を行う。・他ドナー、経済財政省、JICAとの間に立ち、3者の緊密な連携を促進、支援する。・SNIPの規定が改訂される場合には、改訂の骨子、円借款案件に対して当該規定が及ぼす影響について整理・分析を行い、JICAに報告する。また、JICAや他ドナーの意見を取りまとめ、経済財政省のSNIP制度改善の取り組みを支援する。・JICAペルー事務所と経済財政省、実施機関との間の日常的な情報共有を支援し、経済財政省におけるJICAのフォーカスポイントとして活動する。また、円借款案件の円滑な実施及び効果発現強化のためのモニタリング体制案を作成する。
投入	
日本側投入	長期専門家1名
相手国側投入	執務室、電話、パソコン、事務用品等
外部条件	<ol style="list-style-type: none">1. ペルー政府の国際協力受け入れ方針が大幅に変更されない。2. 治安が大幅に悪化しない。
実施体制	
(1)現地実施体制	ペルー経済財政省(MEF)
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	我が国の無償資金協力、技術協力およびボランティア事業の形成・実施促進のため、国際協力庁(APCI)に個別専門家を派遣中。
(2)他ドナー等の援助活動	ドイツ(GIZ)がペルー経済財政省に専門家(複数)を派遣している。